

静岡県公安委員会規則第6号

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月30日

静岡県公安委員会委員長 生座本 磯 美

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和52年静岡県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表				別表			
警察署名	名称	位置	所管区域	警察署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
熱海警察署	(略)			熱海警察署	(略)		
	南熱海交番	熱海市下多賀476番地の5	熱海市のうち 網代、下多賀		南熱海交番	熱海市下多賀972番地の1	熱海市のうち 網代、熱海の一部、 上多賀、下多賀
	(略)				(略)		
泉警察官駐在所	(略)			泉警察官駐在所	(略)		
上多賀警察官駐在所	熱海市上多賀741番地の1	熱海市のうち 熱海の一部、上多賀		(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和元年8月1日から施行する。